

履 行 保 証 契 約 書 (案)

岡山市(以下「甲」という。)と履行保証人 (以下「乙」という。)とは、次の条項により履行保証契約を締結する。

この履行保証契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

委 託 者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市教育委員会
教育長 三宅 泰司

履行保証人 乙 住 所
氏 名 印

第1条 乙は、次の委託業務(以下「業務」という。)に係る委託契約(この保証契約の締結の後、当該委託契約が変更された場合は、変更後の委託契約をいう。)について、受託者がその債務を履行しないときは、受託者に代わって業務を完成させるものとする。

- 〈1〉 委託業務の名称 千種小学校スクールバス運行業務委託(その2)
〈2〉 履行場所 岡山市 東区瀬戸町地内
〈3〉 受託者
〈4〉 契約締結年月日 令和 8 年 4 月 1 日
〈5〉 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで
〈6〉 業務委託料額 金 円

<委託料月別内訳>

4月	5月	6月	7月	8月	9月
円	円	円	円	円	円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円

第2条 甲は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、乙に対し、業務の完成を請求することができる。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完成する見込みがないと明らかに認められる時。
- (2) 正当な理由がないのに、受託者が業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しない時。
- (3) 前2号に掲げる場合の他、契約に違反し、その違反により契約目的を達成できないと認められる時。

2 前項の請求があった場合における受託者及び乙に係る業務委託料債権の帰属については次のとおりとする。

- (1) 全業務に対する受託者が施行した業務の施行済みの部分に相当する業務委託料債権は、受託者に帰属する。
- (2) 乙が施行した部分に係る業務委託料債権は、乙に帰属する。

第3条 乙は、受託者が第1条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延利息、違約金その他の損害金を受託者と連帯して支払うものとする。